

第3回議員提出条例に係る検証検討会 概要版 暫定版

日時：H20.8.12(火)15:07 16:54

場所：議会棟6F601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11名）環境森林部外、事務局

資料：第3回議員提出条例に係る検証検討会事項書、

別紙1 第2回議員提出条例に係る検証検討会における意見について

資料1 三重県リサイクル製品利用推進条例（平成十三年三重県条例第四十六号）の取り組みと成果検証一覧

資料2 「議員提出条例に係る検証検討会」追加資料

資料3 他の道府県のリサイクル製品認定制度に関する条例等について

資料4 各道府県のリサイクル製品認定制度に関する条例、要綱等の規定項目

資料5 議員提出条例に係る検証検討会 当面の進め方（案）

検討会議事録 概要版

委員： ただいまから、第3回議員提出条例に係る検証検討会を開催する。

8月1日に開催した前回の検討会では、執行部から三重県リサイクル製品利用推進条例の運用状況について説明を受けた後、委員から質疑をいただいた。

中嶋委員からは、H17年及びH18年の条例の一部改正による影響について、販売実績の経緯等に関する質問があった。また、H18の改正時に特別管理廃棄物をリサイクル製品の原料としないことを条例ではなく規則で明記することとした理由、さらに認定委員の運用に関すること、肥料・堆肥を例に認定に係る適用基準についての質問があった。

森本委員からは、溶融スラグを例にリサイクル製品に占める再生資源の量のチェック方法について、県としてリサイクル製品を優先的に使用する制度になっているかについて、建設資材等に関する品質確認方法等について質問があった。

次に、竹上委員からは平成17年の議員提出による一部改正により、県の責務が努力規定から義務規定に変わったが、その後の県の取組の変化について質問があった。

また、萩原委員からは、フェロシルトの事件に基づき県のこれまでの取組姿勢について問う質問があった。

さらに、日沖委員からは、認定後の立入検査の状況等について質問があった。

最後に、私からも市町におけるリサイクル製品の利用等について質問を行なった上、条例の取組状況とその成果を条文ごとにまとめていただくよう申し上げた。

本日は、前回の検討会で委員から提出を求めた資料等、説明の不十分だった部分等について、改めて執行部から説明を受け、それに関する確認や質疑を行いたいと思う。

その後、他の都道府県におけるリサイクル製品の利用推進等に関する条例等について事務局から説明を受けたいと思う。

では、別紙1のとおり、委員の指摘事項や提出を求めた資料について、執行部から説明願う。

環境森林部：先ほど座長からご指摘いただいたように、前回の検討会で説明申し上げたところであるが、執行部としても整理させていただいた。

資料1において、一度説明させていただいたものもあるが、条文ごとに分かりやすいようにと整理させていただいた。

資料2については、数値的なデータを、整理させていただいた。

説明は、ごみゼロ推進室長からさせていただく。

環境森林部：資料に基づいて説明させていただく。資料1は、条文ごとに整理したもので、前回の説明と重複するものもあるかもしれないが、ご容赦いただきたい。

(資料1に基づいて環境森林部が条例の条文、その条文ごとの取組とその成果等及びH18.3の改正内容を説明)

環境森林部：続いて別紙1に掲げていただいたものについて説明する。

資料の提出を求める事項について、

1については、認定生産者から報告をもらっている認定製品の販売実績に基づいたデータである。

2については、リサイクル認定製品購入実績と比較するものとして、県庁全体での購入額として出す数字としてふさわしいものが何であるか検討した結果、このようになった。消耗品については、リサイクル認定製品数が多いので、その調達額も少ない結果となっている。工事請負費及び修繕費については、このうちの材料費がどれだけであるのかわからないこと、並びに近年公共工事全体の額が減ってきているという中で、一定の使用実績を上げていると言える。

3については、認定リサイクル製品の出荷額と、それに対応する県全体の出荷額としては何が適切か検討した上で作成したものであり、経済産業省の工業統計のデータを使用した。これは、従業員4人以上の事業所にアンケート

ト調査を行うという指定統計である。また、石膏ボードについては製造している業者が多くないこと、また三重県の工業出荷額のデータがないことから、全国における出荷額との比較となった。

4については、市町全体の使用実績として1のような資料はあるが、市町別の使用実績データは把握していない。市町別に把握できるか、今後検討していきたい。

5について、企業別の調達額については、別表のとおりである。販売実績のある業者別に一覧としたものである。

提出した資料の説明としては、以上である。

説明を求める事項について

1の、特別管理廃棄物をなぜ条文の規定にではなく、規則で規定することとなったのかについて、H18.3の改正は、フェロシルト問題への対応として条例等改正したものであるが、H17年第4回定例会の常任委員会において、見直しについて考え方を示している。まず、規則や要綱の改正で対応できるものについては、早急に改正することとし、県民の権利義務に関わるものについては条例の中で整理していくこととした。その結果、第2条の再生資源等の除外規定についても、H18年の第1回定例会で条例及び規則を一括して改正することとなった。その時の考え方として、規則の改正で対応できるものについてはなるべく規則で、条例や規則の運用で対応できるものについては知事の権限の中で運用で対応することとし、条例の条文で改正する必要があるものについて条例改正を行った。また、技術的な問題で、条例に規定すべき内容として、バランスを勘案した。その結果、特別管理廃棄物については、規則で除外することとしたものである。

2について、現状ではリサイクル認定製品の中の再生資源の使用は、業者から提出していただく品質等管理計画に基づいて確認を行っており、また立入検査の際その計画に基づいた生産を行っているか確認しているものである。例えば溶融スラグについては、環境保全事業団から大量購入する事業者ごとの報告書を提出していただいているが、配合率等についてチェックは行っていない。逆算してチェックするとしても、各業者は認定リサイクル製品以外の製品も製造しているものであるため、そのチェックはなかなか難しい。しかし、ご指摘のようなチェック方法についても、今後検討していきたい。

3については、県は、リサイクル認定製品の取扱いについて通知を出し、特記仕様書、工事仕様書、リサイクル認定製品の使用検討チェックリスト等でグリーン購入基本方針に基づく物品を優先購入する仕組みとなっている。また、法面工事においては緑化基盤材などが使用されている。しかし、例えば肥料については、そもそも県の使用実績が少ない上、県の農業試験場等においては肥料成分を把握した上でその効果を検証する場合などにおいて、リ

サイクル製品については成分表示されていないため使用しにくいという理由があるが、肥料等のリサイクル製品を使用する機会が潜在的にはあるのではないかと考え、働きかけを行っていきたいと考えている。

4 について、条例改正により県の施策がどう変わったかについて、県の特記仕様書等で県としても利用の強化を図ったものである。具体的運用に変化があったわけではないが、条例の趣旨を踏まえリサイクル製品の利用の推進に引き続いて取り組んでいるという次第である。

5 について、フェロシルトの問題については、当該製品は H15.9 に認定を受け、条例に基づいてその認定製品について立入検査等を行ってきたが、H16.12 頃から社会問題となり始め、石原産業が、H17.4 に生産中止、H17.6 に認定の取り下げを行ったため、以降は条例に基づく検査等を行えないこととなった。そのため、それ以降問題が明らかになったことについては、廃掃法の規定に基づいて立入検査等を行った。

6 について、リサイクル認定製品によって環境等が汚染されることのないよう、環境省の定める基準に基づいてチェックしているものである。

7 について、フェロシルトの申請の際、内部の検討会において委員が石原産業にその違いを説明するための追加資料を求めたところ、石原産業から追加資料が提出された。フェロシルトとアイアンクレーは、そもそも異なった工程を経るもので、フェロシルトの工程で変更させていたことが後で分かったものである。この反省を踏まえ、H18.3 の改正により、添付書類の充実を図り、立入検査の権限を強化した。

説明は以上である。

委員：以上の説明について、何か質問はあるか。

委員：この資料 2 については、業者から自主申告させたものか。

環境森林部：業者から自主申告していただいたものである。

委員：以前からこの資料は持っていたものか、それとも今回の説明のため改めて調査したものか。

環境森林部：以前から持っていた資料で、前回の検討会でも説明させていただいた内容である。

委員：石膏ボードとは、何をリサイクルしたものか。

環境森林部：廃水処理を行うと副産物として石膏が出てくる。これを利用したものだ。県内では一社がほとんどのシェアを占めており、この会社は全国 2 位でもあるので、別表でも大きな数字となっている。

委員：この数字の中で、どれだけが県の発注した工事の中で使われているかは把握していないのか。

環境森林部：県が使用した実績としては、資料の別表でお示ししたとおりである。

委員：県の工事の仕様書では優先的に使用するようにと書かれているのか。

環境森林部：石膏ボードでは、認定されているものをできる限り使用に努めてくださいと書かれているが、他社のものもリサイクル品であり、他を排してまでとは言っていない。

委員：リサイクル認定製品は、三重県内で発生した廃棄物を使用して生産されているはず、確か条例の規定でもそのようになっているはずだが。

環境森林部：三重県内で発生した再生資源を、原材料の一部に使用していることが条件となっている。

委員：すべて三重県内で発生したものを使用しているわけではないわけか。

環境森林部：基本的には県内だが、すべて県内の再生資源を利用しなければならないというわけではない。

委員：あやふやな気もするが。リサイクル認定製品をなるべく使ってくださいと仕様書にも書かれているわけか。例えばU字溝、積みブロックが必要な場合、溶融スラグを使った認定製品を使いなさいという表記になっているのか。

環境森林部：仕様書には、例えばU字溝であればサイズが明記されており、合うサイズの中でどれを使用するかは事業者委ねられている。

委員：なるべくリサイクル認定製品を使いなさいというふうにはなっていないのか。

県土整備部：工事の場合であれば、特記仕様書に、認定製品を使用するよう書かれている。

環境森林部：県の場合は、基本的には認定製品を使いなさいという仕様になっている。ただ単価を比較しても、分からないものは、使用を努力するという規定になっている。

委員：例えば、リサイクル認定製品は単価が高いはずだと思う。以前再生紙でも問題になったが、リサイクルしていないのに再生紙と表記して販売していたなど、溶融スラグを使用していないのに公には使用したとしてコンクリートブロックを製造していたなど、そういう製品が出てくる可能性はないのか。

環境森林部：偽装という観点からのご質問かと思われるが、現状としては立入検査を行い、計画通りの工程となっているか確認している。その検査をしている期間以外のごまかしについては確認できないわけであるが。逆算して確認ができるかについては検討したいと思う。

委員：逆算して確認するのは難しいだろうと思うが、破壊検査等で確かに再生資源を使用しているという確認ができないのであれば、(逆算して確認することを)しておかなければならないのではないか。

環境森林部：認定事業者は、リサイクル認定製品だけを製造しているわけでは

ないので、現実的には難しい。

委員：逆算するという方法で確認は取れているのか。

環境森林部：その点について環境保全事業団から溶融スラグの大口販売先と販売量について報告を受けていると説明したところである。

委員：リサイクル認定製品は、単価が高いので偽装商品が出回っているのではないかと思う。

要は、基本的には優先的に使用させることとするようになっているのか、確認がしたい。今日でなくても構わないので、県の積極的な取組を詳しく説明してほしい。

環境森林部：H18.3以降、安全・安心を確保するため、製品のサンプル提供を受け重金属のダブルチェックを行う規定や、年一度の立入検査などきちんと調べて事業を実施している。

委員：条例を作った以上、しっかりと取り組んでもらいたい。

資料2の3には、県内すべてのコンクリート製品が計上されているわけか。これはどういう仕分けになっているのか。

環境森林部：これは、経産省の産業分類から拾ってきたもので、産業分類 2223（コンクリート製品）の下に、コンクリート管とか細かく分類されている。

委員：コンクリート製品の中で、例えばU字溝などと区分はしていないということか。

環境森林部：この産業分類 2223 の下にあるかなり広いコンクリート製品を包含するものである。前回ご要望のあった、県内生産額の中に占めるシェアという数字で、一番近いのではないかと考え資料に挙げたもの。

委員：難しいとは思いますが、生産された溶融スラグと、報告を受けている認定製品の中の溶融スラグの含有率とは大体合っているものか。

環境森林部：全体でとなると正確には難しいが、完全に一致しているわけではないが、ほぼ一致している。

委員：資料1の条例第1条について、再利用率と資源化率が挙げられているがどういう違いか。

環境森林部：一般通常に使う資源化率には、RDFのサーマルリサイクルによる再利用も計上されているものである。このため、県では、ごみゼロ推進プランなどでは、再利用率を使うものである。

委員：どういうことか。

環境森林部：資源化率では、必ずしも原料として使用していない部分も、計上することとなる。

委員：以前要求した資料は、一定いただいたが、まだ納得したわけではない。背景をきちんとして教えていただきたい。H18.3には、石原産業の問題があるから改正をしてしまった。特別管理廃棄物について、当初条例の規定に

入れようとしたが、県議会の圧力によって変わったというのが理由なのではないか。

環境森林部：特別管理廃棄物については、条例制定当初から議論になった。しかし、特別管理廃棄物とはいえ、きちんと処理すれば使えるものである。しかし、有害なものが入るのは困る。このような議論の中で、H18.3において、規則で明示することとなった。

委員：四日市市垂坂(外ヶ)などで、フェロシルトを撤去する時になって、これは特別管理廃棄物だということになり、通常の処理はできないということで兵庫へ持っていくこととなった。リサイクル条例第3条について、特別管理廃棄物を外す必要はないだろうということで、田中元県議から小林課長、これは政務調査課長か、電話をかけているというメモまで残っている。

委員：この検討会は、条例を検証検討する場であるので、それに適切な質問を行っていただきたい。

委員：質問の方法を変える。教訓を汲まなければならない。リサイクル認定製品の販売実績には、フェロシルトの販売額も入っているのではないか。

環境森林部：事業者からの報告に基づいているので、入っているかと思われる。

委員：そのような数字を漫然と報告している様子を見て、県がどう反省しているのか疑問だ。無反省では困る。特別管理廃棄物や放射線物質を除外するという痛切な反省の下に検証しなければならない。

環境森林部：フェロシルトについては、県として重い責任を踏まえた上で、H18.3県として真摯に改正を行ったものである。石原産業には認定を取り下げられたら何もできなかったもので、それを反省し、H18.3にその部分も改正したものである。ただあくまで認定条例であり、取消後は廃掃法で対応することになる。

委員：石原産業に立入検査をしたのか、したのであれば、その際の資料も出してほしい。

環境森林部：石原産業への立入検査は行っている。確認している。

委員：そのデータがほしい。その上で問題との整合性を調べるべきだ。県も痛切に反省すべき、騙されて買わされたなどという事態は異常だ。政治的な背景があるのではないか。特別管理廃棄物について、条例制定当初から入れようという議論があったというのに、何で変わってきたのか。24県で除外しているのではないか。

環境森林部：特別管理廃棄物を除外するかという議論は、条例制定当初からH18.3までは、きちんと処理すれば問題ないとして運用上気を付けていたものだ。

フェロシルトを受け、外部有識者の意見も聴き、総合的に検討した結果、H18.3明確化することとなった。

委員：反省するとか、騙されたとはいえそれでは済まないものがあると思う。こういう利用推進条例が、逆に利用されていたという事実と経緯を解明していかなければならない。

委員：前回の検討会から短い期間に整理していただき、感謝する。私の感想を言うと H17 年にアクセルを踏み、H18 年にはブレーキを踏んでいる。それに見合う結果が出ているのではないかと読みとれる。予算も減っているが、糞に懲りて膾(ガス)を吹くという状態になっているのではないか。他の委員が指摘されたようにもう少しリサイクルに積極的に取り組んでいただけたら目的についても胸を張って言えるのではないか。また、先程の H18.3 の改正時に特別管理廃棄物の除外という文言を入れなかった理由をもう一度説明していただきたい。条例のテクニカル部分ではなく、知事に委ねられるものは知事の運用に委ねた方がいいと言った部分について。原案を作っていく中で、規則で対応できるもの、運用で対応できるものは、その部分で（条例の規定には乗せないという方向で）。

環境森林部：H18 年の改正時、原案をつくる過程で、一つ目に、規則で対応できるものは規則で、運用に任せる部分は運用にと整理された。二つ目に、除外規定のバランスのため。二つ目について、特別管理廃棄物は法律、政令で規定されているが、放射線については省庁の通知によっているため、いつ変わるかわからないので規則での対応となった。

委員：条文の見直しを考える中で、執行部は規則に委ねるものは規則でいきたいという意味の表れか。特別管理廃棄物の反省なら、条文の中で入れることもあり得るだろう。秋田県は書いている。特別管理廃棄物を入れるべきという瑣末なものではなく。条文と規則で入れるべきものの執行部の考えを聞きたい。

環境森林部：条例は重みのあるものであり、県民の権利義務に関するものであるが、規則は、日々環境が変わるものに対応するためというのが執行部の基本スタンスである。

委員：参考にする。次に、条例第 10 条は取消を規定し、条例第 12 条では取下げを規定している。条例第 12 条では取下げの後でも条例第 10 条の取消事由に該当するなら同じペナルティを課すとしている。取下げの規定には聴聞の機会があるが、条例第 10 条の取消の規定にはない。条例第 12 条の取下げは H18.3 の執行部の改正によるものだが、改正に当たっての考えを聞きたい。条例第 12 条にはなぜ聴聞の規定を入れたのか。

環境森林部：条例第 10 条については実施要領で聴聞の機会を規定している。当時の議論としては、条例第 10 条は行政手続条例に係る一般的な手続きの中で行うとしている。これに対し、条例第 12 条は取下げ後の県の独自の判断であることから、条文で聴聞について規定している。

委員：後で行政手続条例の一般的とはどういうものなのか教えてほしい。聴聞の規定は、当然条文に盛り込むべき内容ではないか。

環境森林部：権利義務に係るものであり、条文に規定している。

委員：産業廃棄物に関する条例を現在検討中と伺っている。それは、このリサイクル製品利用推進条例と、全く関係のないものか。

環境森林部：産業廃棄物の適正処理というもので不法行為に関するものであり、リサイクルを推進するこの条例とは守備範囲が違うものと考えている。

委員：二点、確認させていただきたい。一点目に、資料1について、条例第5条第3項「県は、リサイクル製品の利用を推進するため、必要に応じて他の都道府県との連携を図るものとする」に対応する取組とその成果等がないが、どうなっているか、改めて聞かせていただきたい。

二点目に、生産者が申請する際に施設の生産能力に関する項目を確認しているか。

環境森林部：一点目については、全国的なりサイクル認定制度がないため情報共有が重要だと思われるが、意見交換や全国の勉強会へ参加する機会を設けている。

二点目については、生産能力というか施設の届出をしてもらっている。

委員：一点目はそういう機会は何度もあるのか。二点目については、業として行なうなら施設の限界能力近くで生産できれば認定された甲斐がある。本日の資料では読み取れないが、最大の生産能力と実際の出荷量の乖離があれば知りたい。

環境森林部：一点目について、国全体の制度はないが、国立環境研究所がリサイクル認定制度に関する発表会を開催しており、それに参加したり、建設技術フェアにおいてPRがてら意見交換を行ったりしている。二点目については、今把握していない。

委員：二点目について、もし分かれば資料をいただけませんか。

環境森林部：書類上の比較をし、検討したい。ただ、毎日同じように生産する所もあれば、生産できる時に（一度にまとめて）生産する所もある。

委員：認定時にもくろんだ量と生産能力の乖離があれば知りたい。

環境森林部：申請時に生産予定量を提出しており、それであれば乖離が把握できるかもしれない。

委員：条例第16条の立入検査は大変重要なものと思う。H19年度にすべての製造工場に立入したが、それは117の認定製品ごとに行っているのか。二つ目に、条例第16条では「申請者若しくは認定生産者若しくは認定生産者等に再生資源等を供給する者に対し」とあるが、再生資源を納める業者にも毎年1回立入検査を行っているのか。

また、適合状況報告にも原材料に関して記入する項目はあるのか。再生資

源を納めている者からどこに納めているのかが分かるものの報告はあるのか。

環境森林部：立入検査について、生産者に関しては、すべての55の工場において実施している。一つの生産者が複数の製品の認定を受けており、すべての製品を確認している。

また、再生資源の供給者に関しては、比較的生産が多い県内の2社に立入をしている。並行してサンプルの採集を行っているが、適合状況報告のような定型の形式はなく、任意で供給ルート等の確認を行っている。委員の意見を踏まえ、より安全性が高まるか検討したい。

委員：「若しくは」という用語の読み方はよく分からないので、今後教えてもらいたい。

次に、立入検査の身分証を有する職員はどれくらいいるのか。責任を行うには何人いるのか。後日教えてほしい。

環境森林部：立入検査を行う職員について、安全性に関しては環境森林部が行い、製品に関しては出納局、県土整備部、農水商工部が行い、現状は各室2名程度が対応している。また、万一の緊急時には、(出先の)農林水産商工環境事務所の環境室の職員にも対応できるよう立入証を発行している。

委員：石原産業にこだわるが、県を騙したり虚偽の報告をしたことに対し、取消ではなく罰則規定について考えられないか。

環境森林部：H18.3の改正時に議論しており、最終的には取消後の申請を5年間制限することや取り消された業者名を公表することになった。当時、この条例は推進条例であり規制条例ではないこと、認定を受けていない者とのアンバランスがあるのではないかとということで、検察とも協議した結果、公平性に問題があるとして罰則は設けなかった。

委員：条例について元々大企業に関する想定はありえないはず。大企業は自己責任であるべきで、中小企業の支援が県の仕事。私は、フェロシルトはだまされたものであり、罰則を考えないといけないと思う。それから、溶出試験に関する説明はまともなものになっていない。

委員：三重県認定リサイクル製品のパソルトP16において、(株)大栄工業の「RDM-30」、(株)サイセイの「サイセイ M-30」、余野部建材(株)の「YRM-30」は、いずれも路盤材であるが、その材料は溶融スラグ、採石微粉末等異なっている。県の設計ではどのように選択しているのか。また、このパソルトに載せているのに、現在使用していないものがあるか。

環境森林部：別表資料では路盤材に関してはH19年度にはすべて実績がある。

委員：要は、資料では品目名が路盤材、サンドクッション材、肥料が一緒になっており、路盤材として3社の比較はこれでは分からない。改めて報告をしてほしい。個別でも良い。また、材料が違うことについて、設計では一

番低いもので設計し、他のものでも良いとしているのか。

県土整備部：見積を取り、一番低いもので設計している。

委員：今日はもういいので、もう一度聞かせてほしい。制度を教えてほしい。

委員：建設資材のように同種のもので多くの認定がある。リサイクル製品の全体に占める割合は現実には限界があると思うが、あまり認定されやすいと市場が飽和し、認定製品としての魅力が低下するという可能性はないか。

環境森林部：基本的には申請があれば同種であっても制限はない。それが市場としての魅力がないと思うこともなきにしもあらずとは思ふ。

委員：その点については関知しないということか。

委員：条例と規則の違いについて説明いただきたい。どこまで議決責任の範囲となるのかも含めて。

事務局：書面できちんと説明させていただきたい。

以上